

次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（案）に関する
市民意見募集の結果について

1 意見募集概要

(1) 意見募集期間

令和6年1月9日（火）～令和6年2月9日（金）

(2) 意見提出方法

郵送、持参、FAX、電子メール、
京都市情報館（ホームページ）の意見募集フォーム

2 意見募集結果

(1) 意見書数

145件

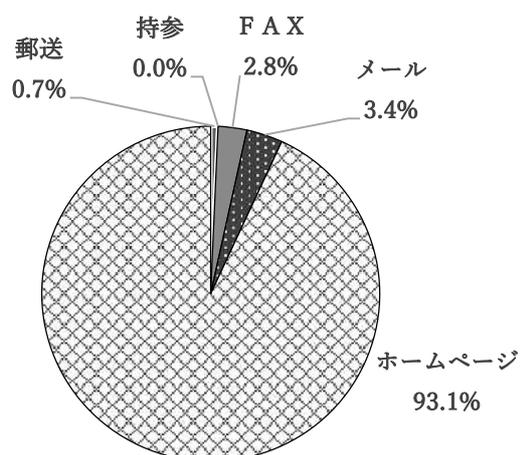
(2) 意見数

250件

(3) 御意見をいただいた方の属性

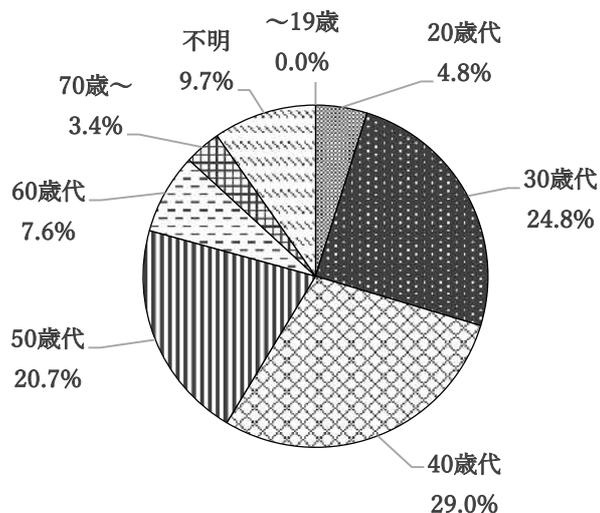
①応募方法

郵送	1
持参	0
FAX	4
メール	5
ホームページ	135



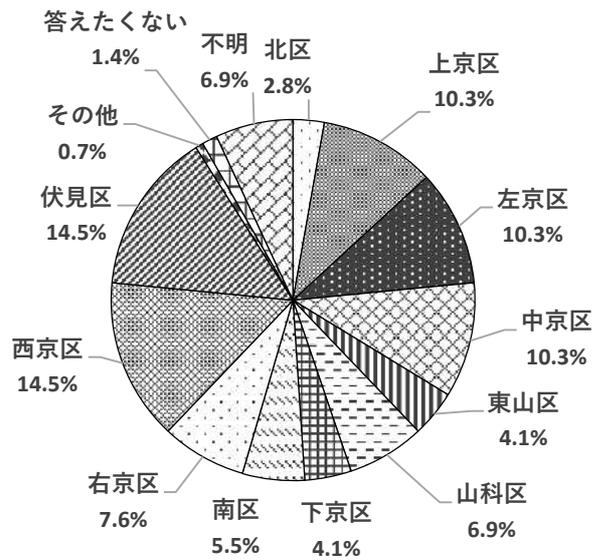
②年齢

～19歳	0
20歳代	7
30歳代	36
40歳代	42
50歳代	30
60歳代	11
70歳～	5
不明	14



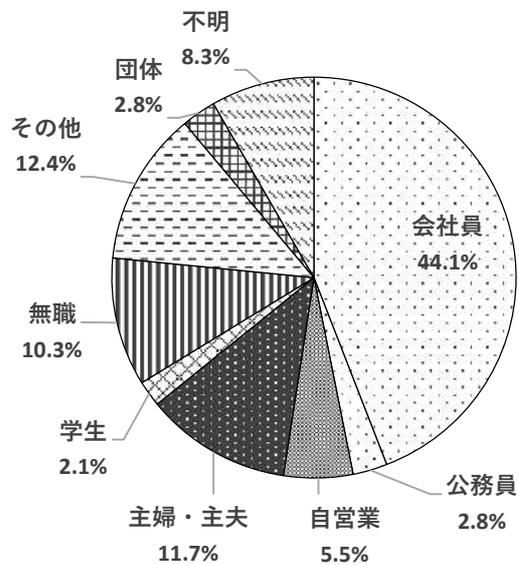
③居住地

北区	4
上京区	15
左京区	15
中京区	15
東山区	6
山科区	10
下京区	6
南区	8
右京区	11
西京区	21
伏見区	21
その他	1
答えたくない	2
不明	10



④職業

会社員	64
公務員	4
自営業	8
主婦・主夫	17
学生	3
無職	15
その他	18
団体	4
不明	12



(3) 御意見の内訳

区 分	意見数
1 計画の基本方針等について	42件
2 施策目標1 お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり	21件
(1) 啓発	16件
(2) ユニバーサルデザイン	1件
(3) 情報保障・読書バリアフリー	3件
(4) 手話	1件
3 施策目標2 自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進	96件
(1) 相談支援	5件
(2) 福祉サービス	25件
(3) 住まい・暮らし	6件
(4) 地域の関係機関連携	5件
(5) 重度障害のある人への支援	6件
(6) 地域移行	27件
(7) 人材の確保・育成	22件
4 施策目標3 安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備	14件
(1) 災害	11件
(2) 権利擁護・虐待防止	3件
5 施策目標4 社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり	23件
(1) 就労	13件
(2) 文化芸術・スポーツ	10件
6 施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	22件
(1) 障害児関係	17件
(2) 教育関係	5件
7 成果目標	4件
8 その他	28件
合 計	250件

(4) 御意見・御提言の内容と本市の考え方
別紙参照。

パブリックコメントでいただいた主な御意見の一覧

1 計画の基本方針等について【意見数 42】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
1	重点的な視点はとても素晴らしい視点かと思えます。課題がしっかり捉えられている。プランを基にしっかりと施策を推進して欲しい。	今後6年間で計画に掲げた施策が推進できるよう、定期的に点検・評価を行い、PDCAサイクルにより不断の見直しを行うことで、しっかりと施策を推進してまいります。
2	少子高齢化で社会福祉関連費が増加する中、障害福祉にどの程度の予算をかけていくのか議論すべき。	少子高齢化の進展や人口減少社会の中で、障害児者福祉を含めた保健福祉施策への期待は一層高まっており、社会福祉関連経費の増大という課題に向き合いながら、持続可能な障害施策を推進してまいります。
3	本プランが絵に描いた餅にならないよう、しっかりと予算を確保のうえ、必要な社会資源や支援を促進して欲しい。	

2 施策目標1 お互いに認め合い、相互に人格と個性を尊重するまちづくり

(1) 啓発【意見数 16】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
4	障害者が地域で生活するには周囲の理解が重要。障害者を知らない市民に対して、障害者に接する機会を増やし理解を促進して欲しい。	本市ではこれまでに、広報誌や研修等において障害理解啓発の取組を進めてまいりました。また、市内の児童館や小中学校等向けに「ほほえみ交流活動事業」を実施し、障害当事者団体等が講師として講演・体験学習に赴いています。 いただいた御意見も踏まえ、引き続き障害理解啓発に努めてまいります。
5	グループホームの設置促進と併せて、地域で反対意見が出る場合も多いため、施設コンフリクトが生じないよう市民のグループホームに対する住民理解の啓発を行って欲しい。	障害のある方の地域生活の基盤となるグループホームについて、今後、本市ホームページの活用等により、市民の皆様に向けた更なる理解促進を図ってまいります。
6	障害者差別解消法の改正による事業者の合理的配慮の義務化について、事業者の理解は未だ十分に進んでいないと思われるため、周知・啓発をしっかりとお願いしたい。	本市ではこれまでに、市民しんぶん等の広報や企業向け研修等において、障害者差別解消法の改正について周知・啓発を行っています。 今後は全庁的に事業者等への周知を行うとともに、継続的に周知・啓発に努めてまいります。

(2) ユニバーサルデザイン

【意見数 1】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
7	ユニバーサルベットの公共施設へ設置して欲しい。	ユニバーサルベットの普及について、「みやこUD人にやさしい事例集」で多機能トイレの設置の推奨や、「みやこユニバーサルデザイン審議会 利用しやすい施設づくり部会」での意見聴取等、普及促進に取り組んでいます。 公共施設への設置が進むよう、引き続き啓発に努めてまいります。

(3) 情報保障・読書バリアフリー

【意見数 3】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
8	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、視覚・聴覚向けの施策だけでなく、知的障害向けの施策も推進して欲しい。	今後、障害種別にかかわらず全ての障害者の情報取得・利用及び意思疎通に係る施策を推進してまいります。

(4) 手話【意見数 1】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
9	手話通訳者をもっと養成して欲しい。	手話通訳者の不足は全国的な課題であり、本市も同様の課題を抱えております。京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針（第2期）においても、手話通訳者確保に向けた養成事業の充実が取組項目として位置付けられており、養成講座の充実及び受講者を増やすための周知に取り組んでいます。引き続き手話通訳の養成に向けて取り組んでまいります。

3 施策目標2 自らの決定に基づき、地域生活が継続できる支援の推進

(1) 相談支援【意見数 5】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
10	<p>申請書等の提出先が複数あり、事務手続きが煩雑である。窓口の一元化や他部署との申請書の共有など、事務手続きの軽減を図ってほしい。</p> <p>子どもの相談窓口について、わかりやすくしてほしい。</p>	<p>各所管において適切かつ迅速に申請の処理を行うため、それぞれの窓口で申請書類の提出をお願いしております。御負担をできるだけおかけしないように、わかりやすく手続きを行うことができるよう、検討してまいります。</p> <p>また、妊産婦、ひとり親家庭、障害のある子どもを含めた全ての子どもへの支援策や、保育所・児童館、各種相談窓口などを紹介している行政サービスガイド「はぐくも KYOTO」のWEBサイトを公表しております。当サイトでは、子育て支援策を分かりやすく、きめ細やかに紹介しておりますので、御活用ください。</p>
11	<p>相談支援員の数が少ない。相談先が分かりにくい。</p>	<p>計画相談支援については、サービス見込量が増えていく想定をしており、相談支援員が増えていくよう、取組を進めて参ります。</p> <p>また、相談先については、本市が作成している障害者総合支援法障害福祉サービス等のしおりや、京都市情報館に一覧を掲載しております。御相談先についてお困りの場合は、まずはお住まいの区・支所の障害保健福祉課に御相談ください。</p>

(2) 福祉サービス【意見数 25】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
12	<p>計画相談事業所は倍増する見込み量を立てているが、報酬単価が低く経営が成り立たない事業所が多い中、どのように増やしていくのか疑問視する。</p>	<p>計画相談の報酬単価については、引き続き、国家予算要望等の機会を通じ、全ての事業所において運営が成り立つような報酬体系とするよう、要望活動を行ってまいります。また、本市では事業所数のみならず、質の高い相談支援の提供も重要であると考えます。したがって、年に4回開催している相談支援専門員等スキルアップ研修や各圏域ごとに実施される相談支援研修を積極的に御活用いただき、質の確保及び担い手の裾野を広げる取組を行っております。</p>

13	<p>強度行動障害児の総合支援学校卒業後の進路先が少ないので、強度行動障害のある方を受入れる生活介護の設置を促進して欲しい。</p>	<p>障害のある方が地域で生活するための基盤となる生活介護について、国等の整備費補助の積極的な活用など、引き続き設置促進に努めます。</p> <p>また、本市では、京都市発達障害者支援センターかがやきにおいて、強度行動障害のある方への支援方法について事業所職員への研修の実施や利用者へのアセスメントに基づく支援等に取り組んでおります。引き続き、強度行動障害のある方の受入れが進むよう、事業を推進してまいります。</p>
14	<p>日常生活用具で支給される紙おむつの支給額について、物価高騰で自己負担が増えており、給付額の見直しを検討して欲しい。</p>	<p>本市の厳しい財政状況から、現時点では困難な現状にありますが、限られた財源の中で、利用される方にとってより良い制度となるよう、今後も引き続き検討してまいります。</p>
15	<p>地域によって、生活介護や日中一時支援、短期入所が少なく、地理的な偏りがあるので、解消して欲しい。</p>	<p>障害のある方が地域で生活するための基盤となる生活介護等については、本市全体として更なる整備が必要と認識しており、国等の整備費補助の積極的な活用など、引き続き設置促進に努めます。</p>
16	<p>発達障害のある人の支援に充実マークが付いているのに、障害福祉計画のサービス見込み量では発達障害者支援は増減なしで推移することになっており、整合性が図られているのか疑問である。</p>	<p>サービスの見込量については、増減なしの推移であると見込んでいますが、発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人を受け入れている事業所等に対し、必要に応じて、利用しやすい環境の整備・構築や支援に関する助言・研修などを行う事業を実施する等、前回プラン策定時になかった取組を行うことから重点施策一覧に充実の印をつけております。</p>
17	<p>今の制度は家族が介護する前提になっているので、家族の負担が軽減されるよう福祉サービスを充実して欲しい。また、ケアラー同士が交流する場があればよい。</p>	<p>家族の高齢化、親亡き後への不安等の課題を踏まえ、施策目標2に掲げた施策や必要なサービス量をしっかりと確保することで、家族の過度な負担を前提とせず、地域生活が継続できる支援を推進してまいります。</p>

(3) 住まい・暮らし【意見数 6】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
18	障害者や家族の高齢化を見据えると、グループホームの設置促進はぜひ進めて頂きたい。併せて、行政の指導による質の確保を行って欲しい。	グループホームについては、障害のある方が地域で生活するための基盤となるものであるため、本市においても事業者が行う新規設置等に対する国等の整備費補助の積極的な活用など、設置促進に努めてまいります。
19	グループホームは市内に偏在することなく整備してほしい。 市営住宅を活用したグループホームの整備は積極的に実施してほしい。周辺区だけではなく中心区の市営住宅も活用してほしい。 中心区では空き家を活用した空き家対策との連携も検討して欲しい。	本市では、グループホームの新規整備について、国等の整備費補助の活用に加え、福祉事業者等と連携し、一部の市営住宅の空き住戸を活用するなど、整備促進に取り組んでいます。 中心区におけるグループホームの整備推進については、御意見をいただきました市営住宅や空き家の活用を含め、今後検討してまいります。
20	グループホームの設置促進にあたっては、認知症高齢者グループホームとの併設を検討してはどうか。	認知症グループホームは、障害者グループホームと運営・設備基準等が異なります。また、本市において認知症高齢者グループホームは、「京都市民長寿すこやかプラン」に定める計画数量の範囲内で、公募により事業者を選定することとされています。 これらのことから、認知症高齢者グループホームの併設は、必ずしも障害者グループホームの設置促進にはつながらないと考えます。

(4) 地域の関係機関連携【意見数 5】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
21	福祉課題は複雑化、複合化しているため、一つの機関だけではなく複数の関係機関が連携して支援をして欲しい。	複合課題や狭間のニーズを抱える世帯に対し、関係機関が分野の垣根を越えて相互に連携し包括的な支援が必要であり、重層的な支援を推進してまいります。
22	COCO・てらすが出来たので、3施設間の連携に期待する。	例えば依存症を抱えた親による虐待ケース等、複数の課題を抱え、重層的な支援が必要なケースに対して、3施設それぞれの強みや専門性を活かし、連携して支援を実施する等、取り組んでまいります。

**(5) 重度障害のある人への支援
【意見数 6】**

23	<p>強度行動障害をグループホームで受入促進するには安定するまで専任の職員配置をして欲しい。</p>	<p>本市では、強度行動障害のある方の受入先の確保及び支援環境の向上が図られるよう、新規で強度行動障害のある方を受け入れる施設等に対し、障害特性に応じて必要となる居室や動線等の改修費・修繕費や生活が安定するまでの間の職員による集中的支援に要する経費を補助しております。</p> <p>また、併せて、京都市発達障害者支援センターかがやきにおいて、行動障害のある方への支援方法等に関する研修やアセスメントによる具体的な支援方法を検討するコンサルタントを実施しております。</p> <p>引き続き、強度行動障害のある方が安定して生活できるよう、事業を推進してまいります。</p>
24	<p>医療的ケア者が通所できる生活介護と短期入所を増やして欲しい。</p>	<p>令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、医療的ケア者の受入体制の拡充として、常勤看護職員等配置加算等の見直しや医療的ケア対応支援加算の新設など、検討が進められております。</p> <p>また、本市としても、「医療的ケア児者等短期入所受入強化事業」を実施し、医療的ケアが必要な方の短期入所の受入促進に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、国の動向を注視しつつ、医療的ケアが必要な方の受入れが促進されるよう取組を進めます。</p>
25	<p>重度心身障害児者が短期入所を利用できるよう、医療型短期入所を増やして欲しい。</p>	<p>短期入所について「医療的ケア児者等短期入所受入強化事業」を実施し、医療的ケアが必要な方の受入促進に、引き続き取り組みます。</p>

(6) 地域移行【意見数 27】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
26	施設入所支援と移動支援、隣接していない生活介護、計画相談支援との併給を認めなければ、地域移行は進まない。	施設入所支援と移動支援については、国の事務処理要領の規定に準じ、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、利用を認めております。 また、生活介護や計画相談支援の利用については、制度上、施設入所支援と併用して利用することは可能です。
27	地域生活継続・地域移行のコーディネーターの配置は重要であり、しっかりと取組を進めて欲しい。	障害のある方が地域生活を継続するうえで、緊急時の対応や一人暮らし体験、地域移行の促進は重要であると考えておりますので、地域生活継続・地域移行コーディネーターの役割を明確にし、障害のある方が安心して地域で生活できるよう取組を進めてまいります。
28	地域移行を推進するには、生活介護、グループホーム、短期入所を増やす必要がある。特に、医療的ケアや強度行動障害に対応した短期入所を大幅に増やす必要がある。	障害のある方が地域で生活するための基盤となるグループホームや生活介護について、事業者が行う新規設置等に対する国等の整備費補助の積極的な活用など、設置促進に取り組めます。また、短期入所について「医療的ケア児者等短期入所受入強化事業」や「強度行動障害者支援事業」を実施し、医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方の短期入所の受入促進に取り組めます。
29	地域移行した後、しんどくなった時に気軽に施設に戻れる仕組みが必要ではないか。	障害者支援施設を退所し、地域生活に移行した後、再度障害者施設を利用する場合は、現在の法制度上、改めての契約が必要となります。 そのため、地域移行に向けての必要なサービスや支援等の十分な調整等を行う地域移行のためのコーディネーターを配置し、地域移行に関する助言指導や一人暮らし体験の場の調整をする等の仕組みを構築します。 また、一人暮らしの方や、同居家族の介護者が事故等により、一時的に支援が望めない場合に備え、普段から障害のある人の状況を熟知する支援チームを発足するなど、緊急時対応を行う仕組みを構築するなど、地域移行後においても、安心して生活が送れるよう必要な施策について引き続き検討してまいります。

30	<p>施設入所者の在宅生活体験時の居宅介護等の併給を京都市独自で検討して欲しい。</p>	<p>施設入所者の居宅介護等については、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、必要に応じて支給決定を行っています。また、施設入所に係る報酬の算定の有無にかかわらず、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援によって居宅介護等の利用が可能であることから、本市としましては、これらの制度も活用しながら、地域生活支援拠点等の充実等、地域移行に係る支援を実施してまいります。</p>
31	<p>施設側が地域移行できる障害者を抱えこまないよう、行政による積極的関与が必要。</p>	<p>令和6年4月からの制度改正により、障害者支援施設において、利用者の地域移行に関する意向を把握し、利用者の希望に沿って地域生活への意向に向けた措置を講じることとされました。この措置が適切に行われるよう、事業者に対し、周知・指導等を行ってまいります。</p>
32	<p>地域移行を推進するのに精神病院からの退院後に一人暮らし等をする人数が、6年間で62人から68人なのは少なすぎる。</p>	<p>目標値はいずれも単年度の人数となります。プラン冊子においては、御指摘を踏まえ、注釈を挿入し、わかりやすい表記に努めます。</p>
33	<p>地域生活を継続するためにはコーディネーターによる支援が必要である。併せて、地域生活が継続できるよう障害福祉サービスを充実させて欲しい。</p>	<p>本計画に掲げた地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターをモデル圏域で配置し、課題等を検証のうえ、全市展開に向け効果的な支援の在り方を検討してまいります。併せて、地域生活の継続に必要な障害福祉サービスを確保してまいります。</p>
34	<p>高齢の親と同居しているが、将来のことを考え、ヘルパーを利用した一人暮らしの体験やグループホームの体験入居をしたい。</p>	<p>グループホームにおける体験利用や、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援等、現行のサービスでも一人暮らし体験が可能な場合もあります。</p> <p>将来のことを見据えた一人暮らし体験は重要であると考えているため、地域生活支援拠点等の充実により、一人暮らしの体験の場を増やしていくよう検討してまいります。</p>

(7) 人材の確保・育成

【意見数 22】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
35	障害福祉分野での人材不足は顕著。様々な取組はあるが、根本的には、介護労働者になろうという人を増やす必要がある。	<p>利用者が増加する障害福祉サービスを安定的に提供していくためには、障害福祉人材の確保及び育成は重要な課題であると認識しています。</p> <p>人口減少社会の進展により多くの産業で担い手不足の課題があり、全庁的な取組として若者や子育て世代の市外流出を防止するため、様々な取組を行ってまいります。これにより担い手の総数を増やすとともに、併せて、障害福祉分野における人材確保に向けた取組を検討してまいります。人材育成についても多様な障害特性に応じた研修を実施してまいります。</p>
36	介護職員の処遇を改善しなければ、職員は増えない。人材確保の施策を記載するべきである。	
37	人材確保は深刻な課題。京都市としてもこの課題に真摯に取り組んでいただきたい。プラン（案）では様々な充実が掲げられているが、これを担う介護人材の確保についてどう考えているのか。	
38	障害者福祉スタッフの支援の質を向上して欲しい。	
39	医療的ケアができる介護職員を増やす必要がある。研修の機会を増やして欲しい。	

4 施策目標3 安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

(1) 災害【意見数11】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
40	能登半島地震もあったので、福祉避難所への直接避難の仕組みを早く構築して欲しい。	本市では、民間の社会福祉施設を福祉避難所として事前指定しています。発災時、福祉避難所として開設するには、施設の安全点検や職員の参集等の受入に係る準備が必要となることから、福祉避難所事前指定施設には、福祉避難所への直接避難について、対応できる範囲内で受入をお願いしていきます。少しでも、直接避難の受入が可能な施設が増えるよう、福祉避難所事前指定施設の拡充等に努めます。
41	各区・支所の避難訓練や避難所運営訓練において障害者や障害団体が参加し、障害者の声を把握する必要があるのではないか。そうすることで、地域団体と障害者団体との連携が促進される。	本市では、各学区の自主防災会等から構成される避難所運営協議会が中心となり、地域住民の方々に御協力いただきながら、要配慮者の方を含む避難者への対応や区・支所災害対策本部と連携した対応を行うなど、地域における自主的で円滑な避難所運営を目指しています。 このため、各学区の自主防災会が中心となり、地域の防災訓練において、障害のある方をはじめとする要配慮者の方々への対応も含め、避難所の開設・運営訓練にも取り組んでいただいております。 今後も引き続き、これらの訓練等を通じて、地域と連携し、要配慮者の方に配慮した避難所運営に取り組んでまいります。
42	福祉避難所の直接避難の仕組みの構築はぜひ進めて欲しい。また、福祉避難所へのバックアップが必要である。	より多くの福祉避難所事前指定施設に、直接避難者を受け入れていただくには、お見込みのとおり、施設へのサポート等が必要と考えます。今後、直接避難の取組を進めるに当たっては、施設からのお声をよく聴いたうえで、取組を進めていきたいと考えています。
43	能登大地震では、障害のある方の避難所での生活上の問題が明らかになっている。京都市で災害が起きた場合の対応について、改めて万全なのか確認が必要。	本市では、一般避難所で避難生活を送ることが難しい方が避難する福祉避難所を事前指定しています。石川県能登半島地震では、職員の不足やライフラインの途絶によって、福祉避難所の開設が進みませんでした。本市におきましても、石川県能登半島地震での知見も踏まえ、福祉避難所の開設等に係る実効性の確保に向けた取組を進めてまいります。

(2) 権利擁護・虐待防止

【意見数 3】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
44	成年後見制度の利用促進に力を入れてほしい。	成年後見制度は障害のある方の権利擁護に資すると認識しており、今後も利用促進に努めてまいります。

5 施策目標 4 社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

(1) 就労【意見数 13】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
45	就労選択支援は自社グループ法人内へ誘導することが懸念される。	就労選択支援については、中立性を確保するため、自法人が運営する就労系障害福祉サービス等へ利用者を誘導しない仕組みが国において検討されています。 引き続き、国の動向に注視してまいります。
46	企業が法定雇用率を遵守できるよう、市として取組を進めて欲しい。	障害者雇用の促進に関しては、企業向けの障害者雇用セミナーの開催や企業でのお困りごとに応じたアドバイザーの派遣など、企業での障害者理解の促進や障害者雇用の実践に向けて取り組んでおり、引き続き取組を進めてまいります。
47	総合学校卒業後の一般就労先を拡大して欲しい。また、障害児の卒業後の選択肢を拡大して欲しい。	本市では、総合支援学校の生徒や保護者向けに、「就労移行支援事業所説明会」を実施し、卒業後の進路選択の参考となる情報提供を行っております。 また、伝統産業界における後継者確保・技術伝承と障害のある人の雇用創出等を図るため「京都市伝福連携担い手育成支援事業」を実施し、職域拡大に取り組んでおります。 さらに、各支援学校に在籍している児童生徒、保護者、教職員が卒業後の進路を考えられるように、進路先の情報を掲載した「障害福祉サービス事業所プロフィール」を作成しております。主に、京都市内で障害福祉サービスにおける日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援A型・B型、自立訓練、就労移行支援）を提供している事業所を掲載しておりますので、卒業後の進路を考える際に、御活用ください。

48	<p>授産品の販路拡大策として、高速道路のサービスステーションやコンビニでの販売、ふるさと納税の返礼品を検討して欲しい。</p>	<p>本市では、「はあと・フレンズ・プロジェクト事業」の一環として、授産製品のセレクトショップである「はあと・フレンズ・ストア」を四条河原町にある花遊小路商店街内に設置しております。</p> <p>また、ストアの販路拡大の取組として、ふるさと納税の返礼品については、2施設の商品を出品しております。</p> <p>今後のはあと・フレンズ・プロジェクト事業において、授産製品の商品力の向上や卸販売先の増加に向けた取組を進めてまいります。</p>
----	--	---

(2) 文化芸術・スポーツ【意見数10】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
49	<p>京都市芸術大学における障害者アートの取組を検討して欲しい。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
50	<p>障害者スポーツは障害者だけでなく、誰もが一緒にできることが理想であり、ニュースポーツを振興して欲しい。</p>	<p>ニュースポーツの振興については、「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」京都市市民スポーツ振興計画内に位置付けられております。いただいた御意見を担当部局と共有しながら、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

6 施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

(1) 障害児関係【意見数17】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
51	<p>計画本体において、障害児分野の視点は付け足しになっていないか。</p>	<p>本プランは、障害のある人や障害のある児童を取り巻く関連施策や市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害児・者施策の実施状況を踏まえながら、総合的に、障害児・者施策を推進するために策定しています。</p> <p>障害者分野と障害児分野では、支援に必要な観点など、異なる部分もあることから、各分野で取り組むべき内容や方針を整理し、計画に定めています。</p>

52	<p>放課後等デイサービスについては、過去から質の問題が課題となっているが、サービス量の目標以外に、質向上の目標はないのか。</p> <p>放課後等デイサービスの空きがなく、利用できないという声があり、必要な障害児への支援が確保されるように取組を進めてほしい。</p>	<p>本市では、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、総量規制を実施しており、事業所の地域偏在の解消や質の向上の取組を進めているところであり、引き続き、適正なサービス量を確保し、事業所の地域偏在の解消や質の向上に努めてまいります。</p>
53	<p>現行プランで立てた目標に対しての分析、評価は。</p>	<p>2期計画で定めた成果目標について、市全体のサービス支給量の確保や地域偏在の解消など、一定、取組を進めることができたと考えています。</p> <p>とりわけ、児童発達支援に関しては、令和5年度から、市内事業所数の増加に伴い、事業所の地域偏在の解消や支援の質の向上に取り組むため、放課後等デイサービスと同様に総量規制を開始するなど、更なる取組を進めています。</p> <p>次期計画についても、引き続き各取組を進め、体制の構築、連携の実施などを深化させ、より質の高い支援が提供されるよう、効果的・効率的な施策を実施してまいります。</p>
54	<p>施策目標5には重点を置いて取組を進めてほしい。</p> <p>包摂社会の実現に向けて取組を進めてほしい。</p> <p>障害児支援について、手厚いサービス提供をお願いしたい。</p>	<p>特性や状況に応じて、全ての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けることができるような支援体制の充実や、切れ目のない支援を推進してまいります。</p>
55	<p>医療的なケアが必要な子どもへの支援を充実してほしい。</p>	<p>本市では医療的ケア児等を支援する取組として、保育施設等の受入体制の拡充や医療的ケアが必要な児童生徒への通学支援事業などの日常生活における支援を行っています。</p> <p>また、令和5年度から、保健、医療、福祉、保育、教育等の支援機関による地域の連携体制を向上させ、保護者・支援機関等の負担軽減を図るため、「医療的ケア児等地域支援コーディネート事業」をモデル事業として実施しており、令和6年度は、実施箇所の拡大を図る予定です。</p> <p>今後も、関係機関と連携のうえ、引き続き医療的ケア児等に係る支援の取組を進めてまいります。</p>

56	<p>2020年7月の北支援学校に通学する子が殺された事件について、行政や、つながりのあったところの責任には全くには言及されなかった。行政や関係部署との連携が必要であると考え</p>	<p>同様の事案が発生しないよう、事例の発生原因の分析等を行い、関係機関の連携強化や要保護児童対策地域協議会の積極的な活用などにより、再発防止に努めてまいります。</p>
57	<p>障害児支援の中で、保護者支援の観点が必要であり、市職員や事業所の職員にも心得てほしい。</p>	<p>家族支援については、国のガイドラインにも示されており、支援における重要な観点と考えています。市職員に対しては、年間を通じた職員向け研修を実施し、ケースワークにおける支援力の向上を図っております。事業所に対しては、指定時にガイドラインの理解を求め、支援の質に係る取組の確認や、放課後等デイサービス関係職員研修、訪問による助言及び技術指導等を実施しているところです。</p> <p>引き続き、これらの取組を通じ、家族支援に取り組んでまいります。</p>
58	<p>重度障害児は生活の選択肢が極端に少なく、支える側の保護者が、社会活動・経済活動に参加しながら子育てを行うことができる環境を整えてほしい。</p> <p>重度障害児の受入が進むような指導や後方支援を行ってほしい。</p> <p>重度心身障害児に係る目標、考え方はどのような根拠に基づいているのか。</p>	<p>本市では、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、総量規制を実施しておりますが、重症心身障害児を受け入れる予定の事業所については、総量規制の対象外とし、専門的な支援を行う重心型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を進めております。</p> <p>加えて、重心型の放課後等デイサービスの運営にかかる助成制度も実施しております。</p> <p>引き続き、重症心身障害児が安心して生活を送ることができるように、重心型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を進め、地域資源の整備を進めてまいります。</p>
59	<p>療育を利用する際、発達指数などの基準だけで判断するのではなく、これまでの経過や子どもの特性、生活状況などきめ細やかな情報収集を行い、支援の必要な子に必要な支援がしっかりと届くようにしてほしい。</p>	<p>療育の利用の可否については、手帳・診断名・行動障害の有無、発達指数だけで判断しているのではなく、子どもの特性や家族の困り感など、児童福祉センターの発達相談課職員が調査を行い、世帯の状況を総合的に勘案したうえで判断をしています。</p> <p>今後も、子どもや家族の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援してまいります。</p>

60	<p>乳幼児健康診査の実施のタイミングについて、これまでの3歳3か月健診が、コロナ禍以後、3歳7か月になったことにより、早期療育・早期支援に影響が出ているのではないか。</p>	<p>乳幼児健康診査は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止し、再開以降の3歳児健康診査は、臨時的に3歳9か月で実施していましたが、実施時期について、小児科医・心理士等とで検討を重ね、身体面及び心理面の発達を踏まえ、3歳7か月で実施することを正式に決定しました。</p> <p>幼児健診については、令和2年度以降、健診の流れや心理経過観察の体制を見直しており、早期に療育に繋がられる体制を構築しています。また、乳幼児健康診査前後でも保護者から相談があった際は、心理発達相談につなげ、必要に応じて精密検査を促すなどの対応に努めているところです。</p> <p>引き続き、適切な乳幼児健康診査の実施に努めるとともに、子どもの心理発達に不安を有する保護者には、丁寧な相談対応を実施してまいります。</p>
61	<p>児童～成人期と切れ目のない支援と充実をはかってほしい。</p>	<p>総合支援学校の卒業後の進路調整や障害児入所施設からの円滑な移行等、子どもから大人への移行について、ニーズに応じた相談・支援を行うなど、子どもから大人への移行に関する切れ目のない支援を行ってまいります。</p>

(2) 教育関係【意見数 5】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
62	<p>総合支援学校において卒業後を見据えた教育をして欲しい。</p>	<p>京都市立総合支援学校では、子どもたちの自立と社会参加を目指し、地域との協働による教育活動や企業・事業所での実習等の取組を積極的に進めています。特に就労に向けては、総合支援学校3校には高等部職業学科を設置し、学校での授業と企業での長期的・計画的な実習を組み合わせた産業現場実習（3年間で約30週間）を通じて企業が求める人材を育成するなど、働くための幅広い知識や態度、技術を育成するための教育活動を進めております。今後とも、地域や企業・事業所、福祉・労働等の関係機関とも連携し、こうした取組の充実に向けてまいります。</p>

63	<p>小学校の障害児に係る教師の体制を増やして欲しい。</p>	<p>総合育成支援員や看護師等の人員配置の充実、施設設備の調整等の学習環境の整備も進めるとともに、支援が必要な児童・生徒の状況に応じた非常勤講師の配置、総合育成支援教育ボランティアの活用など、市独自の措置や工夫を行っており、引き続き、充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、こうした人的措置の充実に向けては、抜本的には国における財政措置が不可欠であり、発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の教育に関する教職員の配置や医療的ケアに係る看護師の基礎定数化など、各自治体が創意工夫した取組を進め、学校現場が安心安全に活動できるための措置について機会あるごとに国に対して要望しているところです。</p>
64	<p>地域の学校に通学できるよう、通学支援をして欲しい。</p>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず人々が互いに認め合い支え合うことのできる共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を推進しており、子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・教育支援を行います。</p> <p>子どもたちの就学先については、子どもたち一人一人に最も合った就学先を専門的な観点から検討するため、医師や学識経験者等による「京都市就学支援委員会」を設置し、そこでの審議結果を基に、子どもや保護者の願いを丁寧に聞き取りながら、地域の学校の校長の意見などを踏まえて決定されています。</p> <p>また、地域の学校で学びたいという保護者の思いを最大限尊重し、対象が一人であっても必要な小学校・中学校及び義務教育学校には全て育成学級を設置するとともに、普通学級におけるユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実、バリアフリー環境の向上、通級指導教室など多様な学びの場の整備を進めます。</p> <p>さらに、障害の有無にかかわらず、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学ぶ交流・共同学習</p>

	<p>を積極的に進め、社会性や豊かな人間性を育み、相互理解を深めるよう取り組んでまいります。</p> <p>通学支援は、移動支援事業における本市の独自の子育て・障害児支援として、実施しており、保護者の送迎負担が特にかかる「ひとり親家庭で、保護者の就労、疾病等により通学時の介助者がいない子ども」又は「医療的ケアが必要若しくは強度行動障害を有し、保護者が学校まで送迎する必要がある子ども」を通学支援の御利用の対象とさせていただきます。</p> <p>今後も関係機関とも連携し、通学支援の在り方について検討してまいります。</p>
--	---

7 成果目標【意見数 4】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
65	他のサービスは増加しているのに、相談支援受付件数が激変している理由を説明してほしい。	<p>これまでは15か所の障害者地域生活支援センターでの実績からの目標数値を作成しておりましたが、令和6年度以降は、国指針で示された目標数値が基幹型に変わったことから本市においても15か所のうちの5か所の基幹型支援センターに変更し、目標値を設定しているためです。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、注釈を追記し、わかりやすい表現に努めます。</p>
66	本来は、相談件数が減るようにすべきではないか。	<p>本市では、障害のある方が安心して暮らすために相談支援が重要であると考えます。相談する必要がなく、相談件数が減ることは理想ですが、現実的には、困った時には相談できる場所があること、そしてその相談先を自由に選択できる体制を整備する必要があると考えます。</p>

8 その他【意見数 28】

	主な御意見（要旨）	御意見に対する本市の考え方
67	障害のある者が公的な立場の職に就けるように工夫していくことが必要。	<p>施策目標4に掲げているように、障害のある人もない人も誰もがその能力と意欲に応じて社会のあらゆる活動に参加できるまちづくりを推進してまいります。</p>

68	<p>視覚障害者への情報提供の方法を検討して欲しい。</p>	<p>意見募集冊子は、点字版冊子についても作成をし、京都府視覚障害者協会に配架し、視覚障害のある方やその家族等へ周知を依頼しておりますが、引き続き視覚障害のある方への情報提供の方法については検討してまいります。</p>
69	<p>総合支援学校の保護者に情報が届いていない。</p>	<p>意見募集冊子は、本庁舎や区役所・支所での配架のほか、市立図書館、各障害者団体に配架しています。</p> <p>また、障害福祉サービス事業所への周知及び市民しんぶんや京都市公式SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook）を活用した広報を行い、幅広く市民への周知に努めておりますが、周知方法については引き続き検討してまいります。</p>